

都市再生プロジェクト（第十一次決定案）

国家公務員宿舎の移転・再配置を通じた都市再生の推進

東京都区部における国家公務員宿舎（合同宿舎及び省庁別宿舎）の移転・再配置の機会をとらえ、利活用が可能なものについて、都市再生の推進に資する戦略的な活用等を促進する。

（１）国家公務員宿舎のうち、移転後の跡地の位置・規模等からみて、必要な都市機能の集積、幹線道路網の整備、密集市街地の整備改善、防災公園の整備、環境保全といった都市の諸課題の解決に資する利活用等が可能なものについては、移転の機をとらえて積極的に活用する。

また、その敷地が不整形あるいは接道条件不十分なもの等については、移転の機をとらえて周辺の敷地との一体化による整序を図ること等により、地域の価値の向上のため有効に活用する。

（２）必要な国家公務員宿舎を確保するため集約的に再整備するに当たっては、建設・維持管理等について民間の資金やノウハウ等を活用するPFI手法を積極的に導入する。

（３）これら移転・再配置を契機とした都市再生を効果的に進めるため、国や関係地方公共団体等による連携方法について早急に検討するとともに、これら主体が必要な協議・調整を行う体制を整備する。